

2024年4月1日施行

障害者差別解消法の法改正に向けた  
ウェブアクセシビリティ対応について

株式会社リーパー（Leapy, Inc.） <https://leapy.jp>

岐阜本社 〒500-8891 岐阜県岐阜市香蘭3丁目7番地  
TEL:058-215-0066 FAX:058-215-0067

名古屋支社 〒464-0074 愛知県名古屋市千種区仲田2丁目17番7号 池下タワーズ 8F

今回の改正では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求められています

WEBサイトに求められる対応

Webサイトにおいては、障害者の方が情報にアクセスする際の障壁を減少させることが求められています。

これまでは国や地方の公共団体が主な対象でしたが、

これからは民間企業も含めたすべての事業者が対象となり、

これまで民間企業にとって努力義務だった「合理的配慮」が義務化されることになりました。

▼ POINT 01

ウェブコンテンツへのアクセシビリティ基準が強化され、ウェブサイトにおいても合理的配慮の提供が義務化されます。

▼ POINT 02

民間事業者も自社のウェブサイトに対する、合理的配慮として、ウェブアクセシビリティへの対策が義務化されます。

▼ POINT 03

JIS X 8341-3:2016のウェブアクセシビリティの達成度合いに対し、民間企業は「A～AA」の水準を目指すことが推奨されています。

ウェブアクセシビリティとは、私たちが日常利用するホームページが、  
どんな人（例：高齢者や障害者）にも使いやすい「ユニバーサルデザインになっていること」を指します

### これまでのウェブサイト

現状の多くのウェブサイトでは、例えば視覚障害者がナビゲートするのが困難であったり、または音声コンテンツ等の補足的情報が不足しています。

### これからのウェブサイトにおける対応

リーピーでは、本改正に伴い、総務省が提供するアクセシビリティ評価ツールや自社独自アクセシビリティチェックを用いて、お客様のウェブサイトの検証、サイトの改善、ウェブアクセシビリティ方針ページの作成等を行います。

※あくまで罰則事項は無い、合理的配慮の義務化であるため、デザインをすべて刷新する必要まではありません。法改正への対応としては、アクセシビリティチェックを行い、配慮すべき部分は改修し、そのチェック結果の公表を行うことが推奨されています。

1サイト  
あたり

1回 **18**万円～（税抜）

※1サイトのボリューム・ページ数によっても対応可能な範囲が変わってまいりますので、個別にお見積りさせていただきます。

※今回は企業の合理的配慮における努力義務の対応となりますので、サイトデザインを大幅に変更するほどの対応は必要ありません。

#### 内訳

- ・ miChecker（総務省提供）対応（コントラスト、文字サイズ、alt確認）：6万～
- ・ 個別確認（重要な画像内のコントラスト、文字サイズ確認、キーボード操作、拡大機能、音声読み上げ確認等）：6万～
- ・ ウェブアクセシビリティ方針ページ作成：3万
- ・ ディレクション：3万

#### 主な実施事項例

内容	特記事項
1.1.1 画像に代替テキストを提供する	利用者に提示されるすべての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替を提供する。（レベル A）
1.4.1 色だけで伝えない	色が、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、又は視覚的な要素を判別するための唯一の視覚的手段にならないようにする。（レベル A）
1.4.3 テキストや文字画像のコントラストを確保する	テキスト及び文字画像の視覚的提示に、少なくとも 4.5:1 のコントラスト比を確保する。（レベル AA）
1.4.4 テキストサイズを拡大縮小できる	キャプション及び文字画像を除き、テキストは、コンテンツ又は機能を損なうことなく、支援技術なしで 200% までサイズ変更できるようにする。（レベル AA）
2.1.1 キーボード、タッチデバイスで操作できる	コンテンツのすべての機能は、個々のキーストロークに特定のタイミングを要することなく、キーボードインタフェースを通じて操作可能にする。（レベル A）
2.2.1 コンテンツに制限時間を設けない	コンテンツを読んだり入力したりするために、長い時間を必要とする場合があるため、コンテンツに制限時間を設けないようにする。（レベル A）
2.2.2 動く、自動更新するコンテンツに配慮する	動きのあるコンテンツはユーザーの注意を妨げることがあるため、ユーザーが一時停止、停止、非表示できるようにする。（レベル A）